

宮城県公報

宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

○宮城県土地利用基本計画の変更 (土地対策課)	一	二
○特定非営利活動法人の設立の認証申請 (NPO活動促進室)	二	二
○宮城県認証食品認証基準の策定(七件) (食産業振興課)	二	二
○宮城県認証食品認証基準の改正(二件) (同)	六	六
○宮城県認証食品認証基準の廃止(八件) (同)	六	六
○県営土地改良事業換地計画の縦覧 (農村整備課)	八	八
○保安林の指定施業要件の変更の予定 (森林整備課)	八	八
○建設業許可の取消し (事業管理課)	八	八
○道路の区域変更 (道路課)	九	九
○都市計画変更案の縦覧(三件) (都市計画課)	九	九
○土地区画整理組合の事業計画変更の認可 (同)	一〇	一〇
○開発行為に関する工事の完了(二件) (建築宅地課)	一〇	一〇
○病院局財務規程の一部を改正する管理規程 病 院 局	一〇	一〇
○選挙管理委員会 選挙管理委員会	一一	一一
○政治団体の届出 政治団体の届出	一一	一一
○政治団体の届出事項の異動届 政治団体の届出事項の異動届	一一	一一
○政治団体の解散届 政治団体の解散届	一一	一一
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十九年分) 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成十九年分)	一三	一三
○政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十年分) 政治団体の収支報告書の要旨の公表(平成二十年分)	一八	一八

告 示

- 資金管理団体の届出事項の異動届
- 資金管理団体の指定取消の届出

正 誤

○宮城県公報第一七四五号中

○宮城県告示第二百四十一号

国土利用計画法(昭和四十九年法律第九十二号)第九条第一項の規定により定められた宮城県土地利用基本計画の一部を変更したので、同条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

その関係図書は、宮城県庁(企画部土地対策課)、関係市役所及び関係町役場において縦覧に供する。

平成二十年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 変更した地区及び変更内容

変更した地域の名称	市町村名	変更した地区	変更の内容
仙台農業地域	仙台市	宮城野区田子字田子西及び同字中坪の各一部並びに同区岩切字余目南の一部	十七ヘクタールを縮小
村田農業地域	村田町	大字沼辺字小谷地の一部	五ヘクタールを縮小
栗原森林地域	栗原市	金成大字平沢の一部	八ヘクタールを縮小
大崎森林地域	大崎市	岩出山南沢の一部	四ヘクタールを縮小
石巻森林地域	石巻市	魚町三丁目及び渡波字浜曾根山の各一部	二ヘクタールを縮小
東松島森林地域	東松島市	十八成浜清崎山の一部	二ヘクタールを縮小
大和森林地域	大和町	大塩字表沢の一部	三ヘクタールを縮小
利府森林地域	利府町	鶴巣大字岩倉及び同字二番の各一部	三ヘクタールを縮小
仙台森林地域	仙台市	小野字岩倉及び同字一ノ渡戸の各一部	三ヘクタールを縮小
名取森林地域	名取市	葉山一丁目及び同字一ノ渡戸の各一部	三ヘクタールを縮小
		青葉区貝ヶ森二丁目及び同字に同区国見四丁目及び同六丁目	三ヘクタールを縮小
		愛島北目字棟ノ木山、同字出来沼、同字二ツ森、同字空堀山、同字及打山、同字銅石山、同字磯山、同字高外山、同字並下、同字上滝ヶ森の各一部	八十九ヘクタールを縮小

川崎森林地域 村田森林地域	川崎町 村田町	大字今宿字寺ノ沢の一部 大字小泉字西谷中の一部	一ヘクタールを縮小 一ヘクタールを拡大
------------------	------------	----------------------------	------------------------

二 計画書の一部変更
宮城県土地利基本計画書の「3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画」の一部を次のように改めた。
別表

計 画 名	事業目的	規模 (ha)	位 置	計画主体	事業主体
王城寺原演習場周辺緑地整備計画	緑地整備	259	黒川郡 黒大和	東 衛 北 高	東 衛 北 高

○宮城県告示第1144十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により次の特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成二十年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 民益協議会

一 代表者の氏名 里見 進

二 主たる事務所の所在地 仙台市青葉区蓮陵町一番一号

三 定款に記載された目的 この法人は、卒後臨床研修の充実を図るため、医師の養成や、地域医療の発展に寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十年二月二十九日

○宮城県告示第1144十三号

宮城県認証食品認証制度（平成十七年宮城県告示第九五号）第三条第一項に基づき、みやぎの純米酒の認証基準を次のように定める。

平成二十年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

みやぎの純米酒の認証基準

（適用の範囲）

第1 この基準は、宮城県内で製造された純米酒に適用する。

（定義）

第2 この基準において、みやぎの純米酒とは、酒税法（昭和28年法律第6号）第2条に規定する酒

類のうち、同法第3条第7号に掲げる酒類であって、清酒の製法品質表示基準（平成元年国許庁告示第8号）で定める特定名称の清酒のうち、純米製法により製造された純米酒、特別純米酒、純米吟醸酒又は純米大吟醸酒をいう。

（品質及び品質表示）

第3 みやぎの純米酒の品質及び品質表示基準は、清酒の製法品質表示基準及び酒類の保全及び酒類業組合等に関する法律（昭和28年法律第7号）に定めるところのほか、次のとおりとする。

品 質	区 分		基 準
	品 位	原 料	
米	米	米	宮城県内で生産された米であること。
米	米	米	米こうじ及び水以外のものを使用していないこと。
原料	米	米	米こうじ及び水以外のものを使用していないこと。
材料	米	米	米こうじ及び水以外のものを使用していないこと。
食品添加物	米	米	米こうじ及び水以外のものを使用していないこと。
原料	米	米	米こうじ及び水以外のものを使用していないこと。
材料	米	米	米こうじ及び水以外のものを使用していないこと。
食品添加物	米	米	米こうじ及び水以外のものを使用していないこと。

（製造管理）

第4 食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係諸法令を遵守し、適切な製造管理を行うこと。

（認証方法）

第5 認証のための適合審査は、宮城県認証食品認証要綱（平成17年宮城県告示第900号）に基づき行う。

○宮城県告示第1144十四号

宮城県認証食品認証制度（平成十七年宮城県告示第九五号）第3条第1項に基づき、果実等飲料の認証基準を次のように定める。

平成二十年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

果実等飲料の認証基準

（適用の範囲）

第1 この基準は、宮城県内で搾汁し充てんされた果実飲料、りんじんジュース及びりんじんミツク

スジュース、トマトジュース及びトマトミックスジュース又はりんごストレートピュアジュース(以下「果実等飲料」という。)に適用する。

第2 この基準において、果実等飲料とは、果実又は野菜を破砕して搾汁し、又は裏ごし等をし、皮、種子等を除去したものを(ストレートに限る。)をいう。

(品質及び品質表示)

第3 果実等飲料の品質及び品質表示の基準は、トマト加工品の日本農林規格(昭和54年農林水産省告示第1419号)、りんごジュース及びりんごミックスジュースの日本農林規格(平成8年農林水産省告示第383号)、果実飲料の日本農林規格(平成10年農林水産省告示第1076号)、りんごストレートピュアジュースの日本農林規格(平成19年農林水産省告示第1348号)、トマト加工品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1632号)、りんごジュース及びりんごミックスジュース品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1634号)又は果実飲料品質表示基準(平成12年農林水産省告示第1683号)に定めるところのほか、次のとおりとする。

区分		基準
品	品位	1 果実飲料及びりんごストレートピュアジュース 香味, 色沢が良好であること。 きょう雑物が少ないこと。 2 りんごジュース及びりんごミックスジュース 香味, 色沢が良好であること。 きょう雑物がほとんどないこと。 3 トマトジュース及びトマトミックスジュース 香味が良好であること。 粒子が細かく、その分布が均一であり、かつ、粘ちよう性が適度であること。 きょう雑物がほとんどないこと。
	原料	1 宮城県内で生産された果実又は野菜であること。 2 未熟果を使用していないこと。
材	原料果実等以外の原料	トマトジュース及びトマトミックスジュースに限り、食塩を使用することができる。
質	食品添加物	りんご、ぶどう、もも、西洋なし及び日本なしを原料とする果実飲料(りんごストレートピュアジュースを除く。)に限り、酸化防止のためのL-アスコルビン酸又はL-アスコルピン酸ナトリウムを使用することができる。

表示	原料原産地及びその表示方法	「宮城県産」、「宮城県〇〇使用」等の宮城県産であることが分かる表現を、容器又は包装の見やすい箇所に記載していること。
----	---------------	--

(製造管理)

第4 食品衛生法(昭和22年法律第233号)等関係諸法令を遵守し、適切な製造管理を行うこと。(認証方法)

第5 認証のための適合審査は、宮城県認証食品認証要綱(平成17年宮城県告示第900号)に基づき行う。

〇加賀町加長郷 114010400

加賀町加長郷加長郷(〒971-1140加賀町加長郷) 加賀町加長郷(〒971-1140) 加賀町加長郷(〒971-1140) 加賀町加長郷(〒971-1140)

〒971-1140 加賀町加長郷

加賀町加長郷 加賀町加長郷

蒸し・ゆで魚介藻類の認証基準

(適用の範囲)

第1 この基準は、宮城県内で製造された蒸し・ゆで魚介藻類に適用する。

(定義)

第2 この基準において、蒸し・ゆで魚介藻類とは、宮城県内に水揚げされた魚介藻類を蒸したものを又はゆでたものをいう。

(品質及び品質表示)

第3 蒸し・ゆで魚介藻類の品質及び品質表示基準は、加工食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第513号)に定めるところのほか、次のとおりとする。

区分		基準
品	品位	1 原料魚介藻類の風味が損なわれていないこと。 2 香味, 色沢が良好であること。 3 形状が良好であること。
	原料	宮城県内に水揚げされた魚介藻類であること。
材	原料魚介藻類以外の原料	食塩又は酒以外のものを使用していないこと。
質	食品添加物	使用していないこと。

表示	原料原産地及びその表示方法	「宮城県産」,「宮城県〇〇使用」等の宮城県産であることが分かる表現を, 容器又は包装の見やすい箇所に記載していること。
----	---------------	---

(製造管理)

第4 食品衛生法(昭和22年法律第233号)等関係諸法令を遵守し, 適切な製造管理を行うこと。
(認証方法)

第5 認証のための適合審査は, 宮城県認証食品認証要綱(平成17年宮城県告示第900号)に基づき行う。

○加賀県加賀川 | 四四十七川

加賀県加賀川加賀川加賀川加賀川(丹波十川加賀川加賀川加賀川) 加賀川加賀川 | 加賀川加賀川 | 加賀川加賀川
加賀川加賀川加賀川加賀川加賀川

丹波 | 十川 | 四十四川

加賀川加賀川 | 加賀川加賀川

くん製魚介類の認証基準

(適用の範囲)

第1 この基準は, 宮城県内で製造されたくん製魚介類に適用する。

(定義)

第2 この基準において, くん製魚介類とは, 宮城県内に水揚げされた魚介類をくん材でくん煙したものをいう。

(品質及び品質表示)

第3 くん製魚介類の品質及び品質表示基準は, 加工食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第513号)に定めるところのほか, 次のとおりとする。

区分	基準	準
品	品	位
原料魚介類	原料魚介類	1 原料魚介類の風味が損なわれていないこと。 2 香味, 色沢が良好であること。 3 形状が良好であること。
原料魚介類以外の原料	原料魚介類以外の原料	1 次に掲げる調味料以外のものを使用していないこと。 1 食塩

表示	原料原産地及びその表示方法	「宮城県産」,「宮城県〇〇使用」等の宮城県産であることが分かる表現を, 容器又は包装の見やすい箇所に記載していること。
	食品添加物	2 砂糖 3 味噌 4 ショウ油 5 酒 6 みりん 7 香辛料 8 香草 使用していないこと。ただし, 原料魚介類以外の原料に含まれるものを除く。

(製造管理)

第4 食品衛生法(昭和22年法律第233号)等関係諸法令を遵守し, 適切な製造管理を行うこと。

(認証方法)

第5 認証のための適合審査は, 宮城県認証食品認証要綱(平成17年宮城県告示第900号)に基づき行う。

○加賀川加賀川 | 四四十七川

加賀川加賀川加賀川加賀川(丹波十川加賀川加賀川加賀川) 加賀川加賀川 | 加賀川加賀川 | 加賀川加賀川
加賀川加賀川加賀川加賀川加賀川

丹波 | 十川 | 四十四川

加賀川加賀川 | 加賀川加賀川

焼き魚介類の認証基準

(適用の範囲)

第1 この基準は, 宮城県内で製造された焼き魚介類に適用する。

(定義)

第2 この基準において, 焼き魚介類とは, 宮城県内に水揚げされた魚介類を焼いたもの又は調味し, 焼いたものをいう。

(品質及び品質表示)

第3 焼き魚介類の品質及び品質表示基準は, 加工食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第513号)に定めるところのほか, 次のとおりとする。

区 分		基 準
品 位	原料魚介類	1 原料魚介類の風味が損なわれていないこと。 2 香味，色沢が良好であること。 3 形状が良好であること。
	原料魚介類以外の原料	宮城県内に水揚げされた魚介類であること。
材		次に掲げる調味料以外のものを使用していないこと。 1 食塩 2 砂糖 3 味噌 4 しょう油 5 酒 6 みりん 7 香辛料
質 料		使用していないこと。ただし，原料魚介類以外の原料に含まれるものを除く。
表示		「宮城県産」，「宮城県〇〇使用」等の宮城県産であることが分かる表現を，容器又は包装の見やすい箇所に記載していること。

(製造管理)

第 4 食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 等関係諸法令を遵守し，適切な製造管理を行うこと。

(認証方法)

第 5 認証のための適合審査は，宮城県認証食品認証要綱 (平成 17 年宮城県告示第 900 号) に基づき行う。

○ 宮城県知事 長 兼 川 一 郎

宮城県認証食品認証要綱 (平成 17 年宮城県知事令第 14 号) 第 3 条第 1 項第 1 号「乾 (干) し魚介類」の認証基準を次のように定める。

平成 20 年 3 月 14 日

宮城県知事 村 井 謙 和

塩蔵等魚介類の認証基準

(適用の範囲)

第 1 この基準は，宮城県内で製造された塩蔵等魚介類に適用する。

(定義)

第 2 この基準において，塩蔵等魚介類とは，宮城県内に水揚げされた魚介類を塩蔵し，又はこれに塩を加えたものをいう。

(品質及び品質表示)

第 3 塩蔵等魚介類の品質及び品質表示基準は，加工食品品質表示基準 (平成 12 年農林水産省告示第 513 号) 又は加工食品品質表示基準 (平成 12 年農林水産省告示第 1660 号) に定めるところのほか，次のとおりとする。

区 分		基 準
品 位	原料魚介類	1 原料魚介類の風味が損なわれていないこと。 2 香味，色沢が良好であること。 3 形状が良好であること。
	原料魚介類以外の原料	宮城県内に水揚げされた魚介類であること。
材		食塩以外のものを使用していないこと。
質 料		使用していないこと。
表示		「宮城県産」，「宮城県〇〇使用」等の宮城県産であることが分かる表現を，容器又は包装の見やすい箇所に記載していること。

(製造管理)

第 4 食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 等関係諸法令を遵守し，適切な製造管理を行うこと。

(認証方法)

第 5 認証のための適合審査は，宮城県認証食品認証要綱 (平成 17 年宮城県告示第 900 号) に基づき行う。

○ 宮城県知事 長 兼 川 一 郎

宮城県認証食品認証要綱 (平成 17 年宮城県知事令第 14 号) 第 3 条第 1 号「乾 (干) し魚介類」の認証基準を次のように定める。

平成 20 年 3 月 14 日

宮城県知事 村 井 謙 和

乾 (干) し魚介類の認証基準

(適用の範囲)

第1 この基準は、宮城県内で製造された乾(干)し魚介藻類に適用する。
(定義)

第2 この基準において、乾(干)し魚介藻類とは、宮城県内に水揚げされた魚介藻類を乾(干)したものをいう。

(品質及び品質表示)

第3 乾(干)し魚介藻類の品質及び品質表示基準は、加工食品品質表示基準(平成12年農林水産省告示第513号)に定めるところのほか、次のとおりとする。

区分	基準	
		品位
原料	原料魚介藻類	宮城県内に水揚げされた魚介藻類であること。
	原料魚介藻類以外の原料	食塩以外のものを使用していないこと。
表示	原料原産地及びその表示方法	「宮城県産」、「宮城県〇〇使用」等の宮城県産であることが分かる表現を、容器又は包装の見やすい箇所に記載していること。

(製造管理)

第4 食品衛生法(昭和22年法律第233号)等関係諸法令を遵守し、適切な製造管理を行うこと。

(認証方法)

第5 認証のための適合審査は、宮城県認証食品認証要綱(平成17年宮城県告示第900号)に基づき行う。

○宮城県告示第11551号

宮城県認証食品認証要綱(平成17年宮城県告示第900号)第三條第四項に基づき、湯通し塩蔵わかめの認証基準(平成18年宮城県告示第504号)を改正する旨を次のとおり定める。

平成二十年三月十四日

宮城県知事 村井嘉浩

農産物加工品加工品の認証基準第三の表品位の項中「宮城県漁業協同組合連合会」を「宮城県漁業協同組合」に改める。

附則

この告示は、平成二十年三月十四日から施行する。

○宮城県告示第11551号

宮城県認証食品認証要綱(平成17年宮城県告示第900号)第三條第四項に基づき、乾のり・焼きのりの認証基準(平成19年宮城県告示第11559号)を改正する旨を次のように定める。

平成二十年三月十四日

宮城県知事 村井嘉浩

乾のり・焼きのりの認証基準第三の表原料のりの項中「宮城県漁業協同組合連合会」を「宮城県漁業協同組合」に改める。

附則

この告示は、平成二十年三月十四日から施行する。

○宮城県告示第11551号

宮城県認証食品認証要綱(平成17年宮城県告示第900号)第三條第四項に基づき、りんごジュース(ストレート)の認証基準(平成14年宮城県告示第6097号)を次のように廃止する。

平成二十年三月十四日

宮城県知事 村井嘉浩

りんごジュース(ストレート)の認証基準は、廃止する。

附則

この告示は、平成二十年三月十四日から施行する。

この告示の施行の際廃止前のりんごジュース(ストレート)の認証基準に基づき認証を受けているりんごジュース(ストレート)については、果実等飲料(平成二十年宮城県告示第11544号)の認証基準に基づき認証を受けたものとみなす。

○宮城県告示第11551号

宮城県認証食品認証要綱(平成17年宮城県告示第900号)第三條第四項に基づき、蒸しほや・ゆでほやの認証基準(平成19年宮城県告示第1260号)を次のように廃止する。

平成二十年三月十四日

宮城県知事 村井嘉浩

蒸しほや・ゆでほやの認証基準は、廃止する。

附 則

- 1 この告示は、平成二十年三月十四日から施行する。
- 2 この告示の施行の際廃止前の蒸しほや・ゆでほやの認証基準に基づき認証を受けている蒸しほや・ゆでほやについては、蒸し、ゆで魚介藻類の認証基準（平成二十年宮城県告示第二百四十五号）の認証基準に基づき認証を受けたものとみなす。

○宮城県告示第二百五十四号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）（第三条第四項に基づき、ほやのくん製の認証基準（平成十九年宮城県告示第二百六十一号）を次のように廃止する。

平成二十年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ほやのくん製の認証基準は、廃止する。

附 則

- 1 この告示は、平成二十年三月十四日から施行する。
- 2 この告示の施行の際廃止前のほやのくん製の認証基準に基づき認証を受けているほやのくん製については、くん製魚介類の認証基準（平成二十年宮城県告示第二百四十六号）の認証基準に基づき認証を受けたものとみなす。

○宮城県告示第二百五十五号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）（第三条第四項に基づき、焼きほやの認証基準（平成十九年宮城県告示第二百六十二号）を次のように廃止する。

平成二十年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

焼きほやの認証基準は、廃止する。

附 則

- 1 この告示は、平成二十年三月十四日から施行する。
- 2 この告示の施行の際廃止前の焼きほやの認証基準に基づき認証を受けている焼きほやについては、焼き魚介類の認証基準（平成二十年宮城県告示第二百四十七号）の認証基準に基づき認証を受けたものとみなす。

○宮城県告示第二百五十六号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）（第三条第四項に基づき、塩蔵ぎんざけの認証基準（平成十九年宮城県告示第二百六十三号）を次のように廃止する。

平成二十年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

塩蔵ぎんざけの認証基準は、廃止する。

附 則

- この告示は、平成二十年三月十四日から施行する。

○宮城県告示第二百五十七号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）（第三条第四項に基づき、ぎんざけのくん製の認証基準（平成十九年宮城県告示第二百六十四号）を次のように廃止する。

平成二十年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ぎんざけのくん製の認証基準は、廃止する。

附 則

- 1 この告示は、平成二十年三月十四日から施行する。
- 2 この告示の施行の際廃止前のぎんざけのくん製の認証基準に基づき認証を受けているぎんざけのくん製については、くん製魚介類の認証基準（平成二十年宮城県告示第二百四十六号）の認証基準に基づき認証を受けたものとみなす。

○宮城県告示第二百五十八号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）（第三条第四項に基づき、焼きぎんざけの認証基準（平成十九年宮城県告示第二百六十五号）を次のように廃止する。

平成二十年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

焼きぎんざけの認証基準は、廃止する。

附 則

- 1 この告示は、平成二十年三月十四日から施行する。
- 2 この告示の施行の際廃止前の焼きぎんざけの認証基準に基づき認証を受けている焼きぎんざけについては、焼き魚介類の認証基準（平成二十年宮城県告示第二百四十七号）の認証基準に基づき認証を受けたものとみなす。

○宮城県告示第二百五十九号

宮城県認証食品認証要綱（平成十七年宮城県告示第九百号）（第三条第四項に基づき、フランス鴨ハム・ソーセージの認証基準（平成六年宮城県告示第五百九十六号）を次のように廃止する。

平成二十年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

フランス鴨ハム・ソーセージの認証基準は、廃止する。

附 則

この告示は、平成二十年三月十四日から施行する。

○宮城県告示第二百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業概木地区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する第八十七条第六項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に宮城県知事に異議申立てをすることができる。また、この異議申立てに対する決定に不服があるときは、同法第八十九条の二第四項で準用する同法第八十七条第十項の規定により、この決定があつたことを知つた日の翌日から起算して六か月以内に宮城県を被告として、仙台地方裁判所にこの決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

平成二十年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 縦覧に供する書類の名称

換地計画書の写し

二 縦覧期間

平成二十年三月十七日から平成二十年四月十五日まで

三 縦覧場所

柴田町役場

○宮城県告示第二百六十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成二十年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市栗駒岩ヶ崎裏山二二六の一四九から二二六の一五二まで、二二六の一六五、二二六の一六八、二二六の一六九、二二六の一七五、二二六の一七六

二 保安林として指定された目的

干害の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
- 次のとおりとする。

（次のとおり）は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所（農林振興課）に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第二百六十二号

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次の建設業の許可を取り消した。

平成二十年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 許可を取り消した年月日

平成二十年三月五日

二 商号又は名称等

宮沢政四郎	宮沢建設株式会社	仙台市太白区長町四丁目二・四	特・十九号 第六百八十一	全部廃業 特定建設業 土木工事業 とび・土工工事業 鋼構造物工事業 ほ装工事業 しゅんせつ工事業 水道施設工事業	平成二十年 二月六日
赤間 功	株式会社泉環境設備	仙台市泉区泉中央三丁目三十四・七	般・十八号 第九千六号	全部廃業 一般建設業 とび・土工工事業 水道施設工事業	平成二十年 二月八日
大須賀 崇	株式会社みちのく建設	黒川郡大和町宮床字下小路二十四	般・十六号 第七千二百五十七号	一部廃業 特定建設業 造園工事業	平成二十年 二月六日

有限会社タクワ 澤田 末治	石巻市前谷地字根方山 五、十二	般一、十七 号一万六千二	全部廃業 一般建設業 土木工業業 とび・土工工業業 ほ装工業業	平成二十年 二月四日
株式会社和泉 和泉 進	岩沼市桑原三丁目二、 四十七	般一、十七 号一万六千百 三十四号	全部廃業 一般建設業 土木工業業 建築工業業 とび・土工工業業 管工工業業 ほ装工業業 水道施設工業業	平成二十年 二月十二日
千富建設 千葉 富夫	登米市中田町宝江黒沼 字新荒神堂七十二	般一、十五 号一万六千八 百五十九号	一部廃業 一般建設業 土木工業業 とび・土工工業業	平成二十年 二月十三日
有限会社テクノ ・アイ 相澤 孝	仙台市青葉区芋沢字吉 成山三、百一	般一、十七 号一万七千六 百十五号	全部廃業 一般建設業 建築工業業 大工工業業 屋根工業業 タイル・れんが ブロック工業業 内装仕上工業業	平成二十年 一月三十日

三 許可取消しの原因

建設業に係る廃業等の届出があり、建設業法第二十九条第一項第四号に該当

○宮城県告示第二百六十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十年三月十四日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県仙台土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 塩釜回理線
- 三 道路の区域

変更の区間	変更の前後	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)	備考
A	二二・〇〇 七五・〇	二、五九八・八	上記A及び	

岩沼市下野郷字新田五番地先から 同市押分字西土手一〇四番五地先まで		前 B	五・〇 三六・八	Bは、関係図 面に表示する 敷地の区分を いう。
後 B	二二・〇〇 五八・〇	二、 五九八・八		

○宮城県告示第二百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。
なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

- 1 種類 仙塩広域都市計画道路
- 2 名称 三・三・二〇二号 大衡落合線
- 三・四・二八一号 古館奥田線

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

- 1 追加しようとする土地の区域

大衡村大衡字大日向、同字鏡沢、奥田字長沢、同字梅木、松の平二丁目及び松の平三丁目の各一部

2 廃止しようとする土地の区域

大衡村大衡字大日向、同字鏡沢、松の平二丁目及び松の平三丁目の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び大衡村役場（都市整備課）

四 縦覧期間

平成二十年三月十四日から平成二十年三月二十八日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第二百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同

法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。
 なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類及び名称

1 種類 仙塩広域都市計画公園

2 名称 六・五・九百一号 大衡村総合運動公園

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 追加しようとする区域

大衡村大衡字鑑沢、同字平林、同村松の平二丁目各一部

2 廃止しようとする区域

大衡村大衡字大日向、同字鑑沢の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）及び大衡村役場（都市整備課）

四 縦覧期間

平成二十年三月十四日から平成二十年三月二十八日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第二百六十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、仙塩広域都市計画を変更しようとするので、同法第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、当該都市計画変更の案を次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画変更の案については、縦覧期間満了の日までに宮城県知事に意見書を提出することができる。

平成二十年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 都市計画の種類

仙塩広域都市計画用途地域

二 都市計画を変更しようとする土地の区域

1 新たに用途地域を指定しようとする土地の区域

なし

2 用途地域を廃止しようとする土地の区域

なし

3 用途地域を変更しようとする土地の区域

大衡村松の平二丁目、大衡字大日向、同字鑑沢、同字平林の各一部

三 縦覧場所

宮城県庁（土木部都市計画課）、大衡村役場（都市整備課）

四 縦覧期間

平成二十年三月十四日から平成二十年三月二十八日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事務所の所在地）を記載すること。

○宮城県告示第二百六十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次の土地区画整理組合の事業計画の変更について認可した。

平成二十年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 組合の名称

岩沼市第二武隈土地区画整理組合

二 事務所の所在地

岩沼市土ヶ崎三丁目八番一号

三 設立認可の年月日

平成六年十二月二十八日

四 変更認可の年月日

平成二十年三月七日

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、平成二十年三月七日その工事を完了した。

平成二十年三月十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる

白石市福岡八宮字青木下二十三番、二十四番及

地域の名称

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

び二十五番

白石市福岡八宮字青木下二十六番地

株式会社カキヤ

○都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域(工区)に係る開発行為は、平成二十年三月七日その工事を完了した。

平成二十年三月十四日

一 工事を完了した開発区域(工区)に含まれる地域の名称

宮城県知事 村 井 嘉 浩
名取市堀内字南竹二百十番三

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)

名取市本郷字大門七十六番地三 カルムA棟百
一号

長田 康宏
長田 美波

病院局

○宮城県病院局管理規程第二号

病院局財務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十年三月十四日

宮城県病院事業管理者 木 村 時 久
病院局財務規程の一部を改正する管理規程

病院局財務規程(平成十二年宮城県病院局管理規程第十七号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項第一号及び第二号中、「及びこれらに類する物品」を削り、同項第三号中、「支出」を「払出し」に改め、同項第四号中、「及び給食材料で受入れ後、直ちに全量を消費するもの」を、「給食材料、医療用及び給食用消耗備品」に改め、同項に次の四号を加える。

七 燃料

八 職員被服及び消耗品

九 不用品で不用の決定後直ちに売り払い、又は廃棄するもの

十 その他前各号に類するもの

附 則

この管理規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会

○宮選管告示第十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出があった。

平成二十年三月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 槻 田 久 純

(その他の政治団体)

政治団体の名称 代表者氏名 会計責任者 主たる事務所の所在地 届出年月日

鳥貴俊一後援会 鳥 貴 哲也 鳥貴ひろみ 柴田郡大河原町大谷字町向二二五 平成二十年二月十九日

的場要後援会 的 場 勝男 大宮 健弘 柴田郡川崎町大字前川字中町九二 平成二十年二月二十日

仙石栄利後援会 吉田 憲夫 目黒恵榮子 角田市角田字牛館三八 平成二十年二月二十一日

○宮選管告示第二十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十年三月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 槻 田 久 純

(政党の支部)

政治団体の名称 代表者氏名 異動事項 新 旧 異動届出年月日

自由民主党青葉区支部 熊谷 善夫 代表者 熊谷 善夫 加藤 榮一 平成二十年二月四日

自由民主党豊里支部 佐々木国吉 同 佐々木国吉 大槻 一男 平成二十年二月四日

同 同 同 会計責任者 鈴木 敏子 武田 正徳 平成二十年一月四日

同 同 同 主たる事務所の所在地 登米市豊里町二ツ屋二五九・一 登米市豊里町二ツ屋二四九 平成二十年一月四日

自由民主党村田町支部 斎藤万之亟 会計責任者 渡辺 元道 吉野 孝一 平成二十年一月四日

自由民主党宮城県 土地改良建設職域 支部	清野 秀代表者	清野 秀	田村 葵	平成二十年 二月十五日	宮城県商工政治連 盟東松島支部	大山 三智 同	櫻井 武寛	桜井 武寛	平成二十年 二月十五日
同	同	会計責任者 酒井 恵明	田中 將典	平成二十年 二月十五日	同	所の所在地 東松島市上下堤 字冠木一、一	東松島市上下堤 字長沢六七、五	東松島市上下堤 字長沢六七、五	平成二十年 二月十五日
自由民主党多賀城 市支部	寺澤 正志 代表者	寺澤 正志	石橋 源一	平成二十年 二月二十五日	日本薬業政治連盟 宮城支部	一條 武 代表者	一條 武	鈴木 賢	平成二十年 二月十九日
(その他の政治団体)					同	所の所在地 仙台市泉区八乙 女三、三、一	仙台市青葉区大 手町一、一	伊澤 俊英	平成二十年 二月十九日
政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新 旧	異動届出年月日	夢をかたちにする 会	後藤 昇 会計責任者	佐藤喜久男	伊澤 俊英	平成二十年 二月十九日
健康で明るい角田 を創る会	面川 義明 代表者	面川 義明	佐藤 正友	平成二十年 二月四日	高橋清男後援会	芳賀千鶴男 名 称	高橋清男後援会	高橋清男後援会	平成二十年 二月二十日
章志会	皆川章太郎	会計責任者 中川 吉隆	中川 惣一	平成二十年 二月七日	同	同	高橋吉四郎	高橋吉四郎	平成二十年 二月二十日
同	同	所の所在地 赤塚二二・二・五	加美郡加美町字 町裏二六二・二	平成二十年 二月七日	相沢ただし後援会	高橋 忠 代表者	高橋 忠	鎌田 幸男	平成二十年 二月二十一日
皆川章太郎後援会	皆川章太郎	会計責任者 中川 吉隆	中川 惣一	平成二十年 二月七日	一清会	山城 靖夫 会計責任者	山路 啓子	大竹 春男	平成二十年 二月二十一日
同	同	所の所在地 赤塚二二・二・五	加美郡加美町字 町裏二六二・二	平成二十年 二月七日	今野林一郎を育て る会	我妻 一良 同	水野 善夫	堀田 孝一	平成二十年 二月二十一日
ささき征治後援会	鎌田世津子 同	大崎市鹿島台広 長字大館下五、 二	大崎市鹿島台平 渡字東銭神七、 四	平成二十年 二月十二日	齊藤敏昭後援会	佐藤日出生 所の所在地	宮城郡七ヶ浜町 汐見台南二、二 七、四	宮城郡七ヶ浜町 吉田浜字細田一 七	平成二十年 二月二十一日
佐藤門哉後援会	塚本 繁 代表者	塚本 繁	古沢 孝夫	平成二十年 二月十二日	仙南政治研究会	岡本 信幸 代表者	岡本 信幸	渡部 明宏	平成二十年 二月二十一日
しむら新一郎後援 会	阿部 春雄 所の所在地	白石市福岡深谷 字地藏堂一〇八	白石市福岡深谷 字青木七一	平成二十年 二月十三日	同	同	星 勝彦	岡本 信幸	平成二十年 二月二十一日
白石から政治と平 和を考える会	佐藤 浩悦 代表者	佐藤 浩悦	芳賀 信彦	平成二十年 二月十三日	富田利子後援会	富田 利子 代表者	富田 利子	藤本あけみ	平成二十年 二月二十一日
同	同	会計責任者 羽田野真悟	佐藤 浩悦	平成二十年 二月十三日	中川邦彦後援会	鈴木 悟郎 同	鈴木 悟郎	大元 龍一	平成二十年 二月二十一日
高橋純斎後援会	高橋 律子 代表者	高橋 律子	我妻千加子	平成二十年 二月十三日	郷乃会	郷湖 健一 会計責任者	齋藤 千明	齊藤 千明	平成二十年 二月二十一日
愛と緑と活力ある 県政研究会	木内 崇敬 同	木内 崇敬	青山 一也	平成二十年 二月十四日	宮城県看護連盟	阿部 歌子 同	高橋 清子	矢野 直美	平成二十年 二月二十一日
同	同	会計責任者 須田 信也	秋山 尚弘	平成二十年 二月十四日	あたたかさが伝わ るまちづくりの会	熊谷 弘 代表者	熊谷 弘	高橋比呂志	平成二十年 二月二十一日
長谷川あつし後援 会	長谷川 敦 所の所在地	栗原市築館荒田 沢四一、二九四	栗原市築館伊豆 一、七、一八	平成二十年 二月十四日	及川圭助後援会	鈴木 信男 会計責任者	及川 圭助	後藤 一衛	平成二十年 二月二十一日
吉川ひろやすを囲 む会	米澤 隆 代表者	米澤 隆	吉田 秋一	平成二十年 二月十五日	ささきてつお後援 会	熊谷 弘 代表者	熊谷 弘	高橋比呂志	平成二十年 二月二十一日
同	同	会計責任者 柴田 純	青山 一也	平成二十年 二月十五日					

資金管理団体の届出をした者の氏名	水野 寛
資金管理団体の届出に係る公職の種類	白石市議会議員
報告年月日	平成20年2月13日
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	10,000 円
ア 前年繰越額	10,000 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	10,000 円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
合計	0 円
(2) 支出の内訳	
ア 政治活動費	10,000 円
(イ) その他の経費	10,000 円
合計	10,000 円
(その他の政治団体)	
政治団体の名称	伊藤功一郎後援会
報告年月日	平成20年2月21日
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	0 円
政治団体の名称	大泉武夫後援会
報告年月日	平成20年2月13日
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	0 円
政治団体の名称	大沼しげやすと新しい市政を考える会

報告年月日	平成20年2月27日
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	0 円
政治団体の名称	大場ひさしさんを県政に送る会
報告年月日	平成20年2月18日
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	38,000 円
ア 前年繰越額	15,000 円
イ 本年収入額	23,000 円
(2) 支出総額	38,000 円
2 収入・支出の内訳	
(1) 収入の内訳	
ア 個人の負担する党費又は会費	23,000 円
23人	
合計	23,000 円
(2) 支出の内訳	
ア 政治活動費	38,000 円
(イ) 機関紙誌の発行その他の事業費	38,000 円
a 宣伝事業費	38,000 円
合計	38,000 円
政治団体の名称	斉藤規夫後援会
報告年月日	平成20年2月21日
1 収入・支出の総額	
(1) 収入総額	0 円
ア 前年繰越額	0 円
イ 本年収入額	0 円
(2) 支出総額	0 円
政治団体の名称	佐藤はつお後援会

報告年月日 平成20年2月13日	報告年月日 平成20年2月29日
1 収入・支出の総額	1 収入・支出の総額
(1) 収入総額	(1) 収入総額
ア 前年繰越額	ア 前年繰越額
イ 本年収入額	イ 本年収入額
(2) 支出総額	(2) 支出総額
ア 前年繰越額	ア 前年繰越額
イ 本年収入額	イ 本年収入額
合計	合計
政治団体の名称 菅原としあきを県政へおくる会	政治団体の名称 高橋純斎後援会
報告年月日 平成20年2月13日	報告年月日 平成20年2月13日
1 収入・支出の総額	1 収入・支出の総額
(1) 収入総額	(1) 収入総額
ア 前年繰越額	ア 前年繰越額
イ 本年収入額	イ 本年収入額
(2) 支出総額	(2) 支出総額
ア 前年繰越額	ア 前年繰越額
イ 本年収入額	イ 本年収入額
合計	合計
政治団体の名称 鈴木俊明後援会	政治団体の名称 富田利子後援会
報告年月日 平成20年2月13日	報告年月日 平成20年2月21日
1 収入・支出の総額	1 収入・支出の総額
(1) 収入総額	(1) 収入総額
ア 前年繰越額	ア 前年繰越額
イ 本年収入額	イ 本年収入額
(2) 支出総額	(2) 支出総額
ア 前年繰越額	ア 前年繰越額
イ 本年収入額	イ 本年収入額
合計	合計
政治団体の名称 登米市佐藤のぶあき後援会	政治団体の名称 登米市佐藤のぶあき後援会
報告年月日 平成20年2月4日	報告年月日 平成20年2月18日
1 収入・支出の総額	1 収入・支出の総額
(1) 収入総額	(1) 収入総額
ア 前年繰越額	ア 前年繰越額
イ 本年収入額	イ 本年収入額
(2) 支出総額	(2) 支出総額
ア 前年繰越額	ア 前年繰越額
イ 本年収入額	イ 本年収入額
合計	合計
政治団体の名称 高橋忠夫後援会	政治団体の名称 高橋忠夫後援会
報告年月日 平成20年2月4日	報告年月日 平成20年2月4日
1 収入・支出の総額	1 収入・支出の総額
(1) 収入総額	(1) 収入総額
ア 前年繰越額	ア 前年繰越額
イ 本年収入額	イ 本年収入額
(2) 支出総額	(2) 支出総額
ア 前年繰越額	ア 前年繰越額
イ 本年収入額	イ 本年収入額
合計	合計
政治団体の名称 高橋忠夫後援会	政治団体の名称 高橋忠夫後援会
報告年月日 平成20年2月4日	報告年月日 平成20年2月4日
1 収入・支出の総額	1 収入・支出の総額
(1) 収入総額	(1) 収入総額
ア 前年繰越額	ア 前年繰越額
イ 本年収入額	イ 本年収入額
(2) 支出総額	(2) 支出総額
ア 前年繰越額	ア 前年繰越額
イ 本年収入額	イ 本年収入額
合計	合計

<p>政治団体の名称 虎川太郎後援会 報告年月日 平成20年2月21日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 ア 前年繰越額 イ 本年収入額 (2) 支出総額 政治団体の名称 ふじわら文隆後援会 報告年月日 平成20年2月27日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 ア 前年繰越額 イ 本年収入額 (2) 支出総額 政治団体の名称 本田昭吾後援会 報告年月日 平成20年2月22日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 ア 前年繰越額 イ 本年収入額 (2) 支出総額 2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 ア その他の収入 10万円未満の収入 合 計 (2) 支出の内訳 ア 政治活動費 イ その他の経費 合 計 政治団体の名称 松尾政昭後援会</p>	<p>報告年月日 平成20年2月21日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 ア 前年繰越額 イ 本年収入額 (2) 支出総額 政治団体の名称 夢をかたちにする会 報告年月日 平成20年2月21日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 ア 前年繰越額 イ 本年収入額 (2) 支出総額 2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 ア その他の収入 10万円未満の収入 合 計 (2) 支出の内訳 政治団体の名称 よしの孝一後援会 報告年月日 平成20年2月13日 1 収入・支出の総額 (1) 収入総額 ア 前年繰越額 イ 本年収入額 (2) 支出総額 2 収入・支出の内訳 (1) 収入の内訳 合 計 (2) 支出の内訳</p>
<p>0 円 0 円 0 円 0 円 0 円 156,506 円 156,506 円 0 円 0 円 0 円 264,571 円 264,262 円 309 円 264,571 円 309 円 309 円 309 円 264,571 円 264,571 円 264,571 円 0 円</p>	<p>0 円 0 円 0 円 0 円 11,466 円 11,451 円 15 円 0 円 15 円 15 円 15 円 15 円 15 円 15 円 1,250 円 1,250 円 0 円 1,250 円 0 円 0 円</p>

1,250 円
 1,250 円
 1,250 円
 ○阿賀野市議会議員選挙
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により、政治団体から平成二十年分収支報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その職歴を次のとおり公表する。
 平成二十二年三月十四日

阿賀野市議会議員選挙
 佐藤 規 夫 氏

政治団体の収支報告書の要旨

(資金管理団体)

政治団体の名称 佐藤ゆたかと宮城の福祉を考える会

資金管理団体の届出をした者の氏名 佐藤 豊

資金管理団体の届出に係る公職の種類 宮城県議会議員

報告年月日 平成20年2月7日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 34,942 円

ア 前年繰越額 34,942 円

イ 本年収入額 0 円

(2) 支出総額 34,942 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

合 計 0 円

(2) 支出の内訳

ア 経常経費 34,942 円

イ 事務所費 34,942 円

合 計 34,942 円

政治団体の名称 鈴木公男後援会

資金管理団体の届出をした者の氏名 鈴木 公男

資金管理団体の届出に係る公職の種類 岩沼市議会議員

報告年月日 平成20年2月14日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 72,476 円

ア 前年繰越額 72,476 円

イ 本年収入額 0 円

(2) 支出総額 72,476 円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

合 計 0 円

(2) 支出の内訳

ア 政治活動費 72,476 円

イ 寄附・交付金 72,476 円

合 計 72,476 円

(その他の政治団体)

政治団体の名称 伊藤功一朗後援会

報告年月日 平成20年2月21日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0 円

ア 前年繰越額 0 円

イ 本年収入額 0 円

(2) 支出総額 0 円

政治団体の名称 斉藤規夫後援会

報告年月日 平成20年2月21日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 0 円

ア 前年繰越額 0 円

イ 本年収入額 0 円

(2) 支出総額 0 円

政治団体の名称 佐藤はつお後援会

報告年月日 平成20年2月13日

1 収入・支出の総額

○宮選管告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項を異動した旨届出があった。

平成二十年三月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 槻 田 久 純

（その他の政治団体）

資金管理団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動届出年月日
章志会	皆川章太郎	主たる事務所の所在地	加美郡加美町字赤塚二二二・五	加美郡加美町字町裏二六二・二	平成二十年二月七日
長谷川あつし後援会	長谷川 敦 同		栗原市築館荒田沢四一・二九四	栗原市築館伊豆一・七・一八	平成二十年二月十四日
菅原としあき政治懇話会	菅原 敏秋	公職の種類	宮城県議会議員	参議院議員	平成二十年二月二十九日

○宮選管告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定を取り消した旨届出があった。

平成二十年三月十四日

宮城県選挙管理委員会

委員長 槻 田 久 純

（その他の政治団体）

資金管理団体の名称	代表者の氏名	指定取消年月日	指定取消届出年月日
佐藤ゆたかと宮城の福祉を考える会	佐藤 豊	平成二十年一月三十一日	平成二十年一月七日
阿部ひでお後援会	阿部 秀保	平成十九年十二月三十一日	平成二十年二月十二日
水野寛後援会	水野 寛	平成十九年十二月三十一日	平成二十年一月十三日
鈴木公男後援会	鈴木 公男	平成二十年二月十四日	平成二十年二月十四日

正 誤

○宮城県公報第一七四五号（平成十八年三月三十一日付け）中

ページ 段 一行 正 誤

八
上
一七

五・〇
三六・八

五・〇
十九・〇